

令和8年2月10日
資料2

<議題2>

名古屋市子ども・子育て支援事業計画の
改訂について

名古屋市子ども・子育て支援事業計画の改訂について

1 子ども・子育て支援事業計画とは

(1) 策定経緯

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」では、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務を円滑に実施するために、「地方版子ども・子育て会議」の意見を聴いて「地方版子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしている。

本市では「なごや子ども・子育て支援協議会」において意見聴取を行い、「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」を策定している。

(2) 内容

「子ども・子育て支援法」第60条に基づき、国により、市町村子ども・子育て支援事業計画の円滑な実施を確保し、総合的に施策を推進していくための「基本指針」が定められている。

この「基本指針」に示された教育・保育等と地域子ども・子育て事業について現状を把握した上で、区域を設定し、区域毎の教育・保育等事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期などを記載している。

(3) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

(なごや子ども・子育てわくわくプラン2029と一体で策定)

2 改訂経緯

令和7年9月16日付でこども家庭庁成育局保育政策課より発出された事務連絡により、子ども・子育て支援事業計画の「基本指針」の改正を行い、令和8年4月1日から適用することが示された。

改正内容として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、教育・保育施設との連携・接続に関する推進方針等を定めることが新たに必須記載事項とされたことに加え、文言整理等が図られた。

「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」においても、改正後の「基本指針」に対応する形で改訂するため、「なごや子ども・子育て支援協議会」において意見聴取を行うもの。

なお、「子ども・子育て支援法」第61条第9項に基づき、事前に愛知県と協議を行い、令和7年12月1日付で愛知県より本市の計画改訂案について、支障はない旨の回答を受理している。

3 改訂時期

令和8年4月1日付で改訂する。

なお、冊子については、本計画となごや子ども・子育てわくわくプラン2029と一体で策定していることから、改めて製本はせず、市公式ウェブサイトで公開する。

4 改訂箇所

(1) 改訂履歴、改訂序文 (P.147)

改訂の履歴を追記し、改訂の趣旨を改訂序文へ記載した。

(2) 文言整理 (P.192)

「基本指針」の改正に伴い、文言整理された箇所について、P.192の「(3) 子どものための教育・保育給付にかかる教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保」の箇所で反映した。

(3) 必須記載事項の追加 (P.192)

「基本指針」の改正に伴い、新たに必須記載とされた事項について、P.192の「(5) 乳児等のための支援給付にかかる教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保(こども誰でも通園制度に係る取組み)」として追加した。

5 名古屋市子ども・子育て支援事業計画(改訂版)

別添のとおり

VI 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を作成することとされています。本章は、法で規定される教育・保育等事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について記載します。

本章に掲載された事業は、「V 施策・事業」と方向性を同じくするものであり、推進にあたっては質の確保等についても留意していきます。

計画策定にあたっては、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、事業の利用状況、利用希望等を踏まえて事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められています。本市においては、「令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」の結果や事業の利用実態等を勘案して量の見込みを算出しました。また、提供体制の確保については、量の見込みに対応する供給量が不足している事業は「いつ」「どれだけ」確保していくかを示し、量の見込みに対応する供給体制が確保できている事業については、その体制を継続していくことを基本とします。

1 子ども・子育て支援事業計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども及びその保護者

2 基本的な考え方

(1) 区域の設定

前計画同様、基本的には、行政区単位で事業の量を見込み、対象者数が少ないなど行政区で区域を設定することが合理的でない事業については、市全域を区域として設定しました。教育・保育等事業及び時間外保育事業（延長保育事業）については、より細かく整備等の対応をはかれるよう行政区に支所も加え区域として設定しています。

(2) 量の見込み算出の考え方

令和6年10月に国から示された「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」を基本として、事業の量を見込みました。

算出にあたり、実態調査における保護者の就労状況等から「家庭類型」を、教育・保育等事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用希望から「利用意向率」、「利用意向日数」を求めました。推計児童数については、令和5年度に算出した人口推計を利用しています。なお、すべての子どもを対象としている事業や、対象が限定される事業などについては、人口推計や今までの実績、今後の見通しなどから適切な量を見込みました。

具体的な内容は、それぞれの事業ページに掲載しています。

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第1版	令和7年3月	初版発行（「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 子どもに関する総合計画」と一体で発行）
第2版	令和8年4月	国が示す基本指針の改正に伴い、文言整理の他、新たに必須記載事項とされた事項を追加（詳細は改訂序文を参照）

改訂序文

（1）文言整理

基本指針の改正に伴い、(3)子どものための教育・保育給付にかかる教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保について、文言整理を行った。

（2）必須記載事項の追加

基本指針の改正に伴い、新たに必須記載事項とされた「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項」について、(5)乳児等のための支援給付にかかる教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保（こども誰でも通園制度に係る取組み）として追加記載した。

(3) **子どものための教育・保育給付**にかかる教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ認定こども園への移行については、各幼稚園や保育所が判断することになりますが、既存施設の改修や整備、職員体制の確保等が必要になることから、本市では、移行を行うかどうかの判断ができるよう、地域の実情や基準等の情報提供を行い、移行を希望する幼稚園や保育所が円滑に移行できるよう個別に支援します。

また、**幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者が教育・保育等を充実させ、施設間の連携・接続ができるよう、情報提供等を行い、協力体制の構築を支援していくとともに、乳幼児期から小学校年齢期における発達及び生活の連続性の確保について配慮していきます。**

あわせて、保育交流や合同研修等の継続的な実施を通じて、幼稚園教諭と保育士が互いの知識や技術を深め、一人ひとりの専門性を発揮することにより、質の高い幼児教育や保育の提供につとめます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化では、市町村は、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもが、市町村の確認を受けた未移行幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等を利用する際に要した費用について、保護者に対し、上限額の範囲内で施設等利用費を支給することとされています。

本市では、未移行幼稚園の利用料については、保護者の利便性及び未移行幼稚園の運営面に配慮しつつ、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、未移行幼稚園に対して施設等利用費を支給します。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料については、償還払いとして、四半期ごとに保護者に対して施設等利用費を支給します。

なお、幼稚園や認定こども園の利用者については、保護者の利便性を考慮し、利用施設において、給付申請をとりまとめることとします。

(5) **乳児等のための支援給付**にかかる教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保(こども誰でも通園制度に係る取組み)

全ての子どもの育ちを応援し、子育て家庭に対する支援を強化するため、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の利用から地域の教育・保育施設等の利用への円滑な移行ができるよう教育・保育施設等と連携するとともに、乳児等通園支援事業者及び教育・保育施設等に対して情報提供を行います。